

特許係争の実務

大野総合法律事務所

弁護士・ニューヨーク州弁護士・弁理士 大野 聖二

第17講 文言侵害-特定論

第1 はじめに

文言侵害とは、被疑侵害製品、方法がクレームのすべての要件を文言的に充足する場合をいう。

本連載第1講「構成要件」で説明したおり、裁判実務上は、クレームの充足は、構成要件に分説して検討するので、例えば、クレームが構成要件A、B、Cより構成されているときに、被告製品がこれらの構成要件に対応する要素がa、b、cであり、すべての構成要件に関して、下記の図示する包含関係がある場合には、文言侵害が成立する。

特許発明		被告製品
構成要件A	⊃	a
構成要件B	⊃	b
構成要件C	⊃	c

これに対して、被告製品が構成要件の一つ、例えば、下記のように、構成要件Cを充足しない場合には、文言侵害は成立しない。

特許発明		被告製品
構成要件A	⊃	a
構成要件B	⊃	b
構成要件C	⊄	d

最高裁判決平成10年2月24日判決(ボールスプライン事件)が、一定の要件を満たす場合には、「許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である。」と判示し¹、均等論を確立して以降、下図に示すとおり、dが構成要件Cと均等なものであれば、均等に基づく侵害が成立する。

1 最高裁平10・2・24(民集52巻113頁)。